

# 姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（概要版）

## 1. 背景

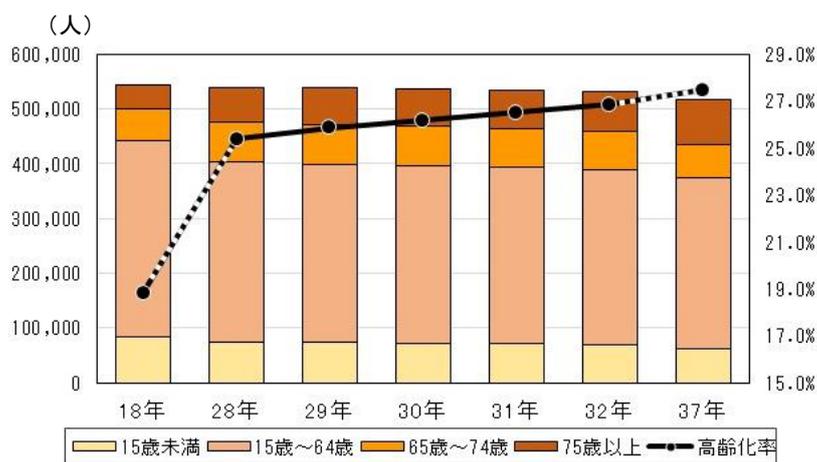
本市において、介護の必要度が増すとされている 75 歳以上の後期高齢者の数は、平成 37 年（2025 年）頃に向けて急増する見込みです。また、要支援・要介護認定者数も急増していることから、できるだけ長い間、自立して暮らしていくことができるよう、介護予防の取組を強化する必要があります。さらに、介護者の身体的・心理的な負担を軽減するため、介護サービスと相談窓口の一層の充実が求められています。

一方、高齢化が進行する中、高齢者福祉施策の事業に要する経費は増加していることから、事業の一層の適正化が求められています。

介護保険制度においては、近年、住み慣れた地域で、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の推進に主眼が置かれています。

- ▶ 高齢化の進行と後期高齢者の増
- ▶ 身体機能の維持・改善の推進
- ▶ 介護に取り組む家族への支援
- ▶ 高齢者福祉施策に要する経費の増
- ▶ 介護保険制度等の改正

■ 本市の人口構成の変化（推計）



※実績値は各年 9 月 30 日現在  
※平成 30 年以降は、厚生労働省介護保険計画課の推計値から本市の住民基本台帳人口を踏まえ補正

## 2. 計画の位置づけ

「姫路市高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画として、また「姫路市介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画として策定するものです。これらの計画は、全て一体のものとして策定します。

本計画は、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」のうち、福祉分野におけるものの一つで、姫路市地域福祉計画、姫路市障害福祉推進計画、姫路市子ども・子育て支援事業計画、ひめじ健康プラン（姫路市保健計画）と一体的なものであり、そのうち、高齢者及び介護保険事業に関するより専門的・個別的な領域を受け持つものです。

## 3. 計画期間

平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）まで

※平成 32 年度（2020 年度）に次期計画の策定を行います。

## 4. 基本方針

### ■基本方針

日常に安心をプラスする地域包括ケアシステムの推進

### ■推進方策

上記の基本方針の実現に向けて、三つの推進方策を定め、施策を推進します。

推進方策1 高齢者の住まいの充実と介護サービス提供基盤の整備

推進方策2 介護保険事業その他関連事業の推進

推進方策3 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

## 5. 取組の体系

### ▶ 1 高齢者の住まいの充実と介護サービス提供基盤の整備 (P. 12~19)

医療、介護などのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの基礎となるのが、住まいです。高齢者が安心して自分らしく暮らしていけるよう、また、それぞれの能力に応じ自立的な日常生活を営むことができるように、施設や介護サービス提供基盤の整備を計画的に進める必要があります。

- ▶ 高齢者の住まいの充実
  - ・ 高齢者向け施設・住宅等の提供
  - ・ 住まいのバリアフリー化への支援
- ▶ 介護サービス提供基盤の整備
  - ・ 介護保険施設の計画的な整備
  - ・ 指定特定施設の計画的な整備
  - ・ 認知症高齢者グループホームの計画的な整備
  - ・ その他の地域密着型サービス事業所の計画的な整備
  - ・ 短期入所生活介護事業所の計画的な整備

### ■介護保険施設等の第7・8期整備計画

(単位：床)

	平成29 年度末 時点	第7期中増減				32年度 末時点	第8期中増減（見込み）				35年度 末時点
		合計	30年度	31年度	32年度		合計	33年度	34年度	35年度	
特別養護老人 ホーム	2,469	138	39	29	70	2,607	210	70	70	70	2,817
内広域型 (増床含む)	2,108	80	10	0	70	2,188	210	70	70	70	2,398
内地域密着型	361	58	29	29	0	419	0	0	0	0	419
認知症高齢者 グループホーム	582	54	18	18	18	636	54	18	18	18	690
指定特定施設	901	50	0	50	0	951	0	0	0	0	951
内広域型	901	50	0	50	0	951	0	0	0	0	951
内地域密着型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,952	242	57	97	88	4,194	264	88	88	88	4,458

※第8期の整備計画は、第7期計画の進捗状況や保険給付費の動向、在宅医療の新たなサービス需要等を勘案し、第7期末で見直します。

## ▶ 2 介護保険事業その他関連事業の推進 (P. 20~33)

適切なサービス水準と費用負担の公平性の確保を図るため、介護事業所に対する適正運営の推進やサービス給付の適正化、利用者への啓発、収納体制の強化などに取り組みます。また、介護保険事業の対象にならない高齢者を支援する事業も本市独自に展開します。

- ▶ 適正な介護サービス水準を確保する取組
  - ・ 要支援・要介護認定の質の維持
  - ・ 介護事業所の適正運営の推進
  - ・ 保険給付の適正化（介護給付適正化計画）
- ▶ 第1号被保険者の介護保険料
  - ・ 介護保険料の収納体制を強化する取組
  - ・ 介護保険制度を補完する事業
  - ・ 在宅高齢者に対する支援事業
- ▶ 保険給付等のサービス量及び給付額の見込み
  - ・ 介護事業を支える人材の確保

### 介護保険料改定の概要

- ▶ 第1号被保険者の負担割合が22%から23%へ変更となります。
- ▶ 介護給付費の増加に伴い、第1号被保険者の介護保険料の上昇は避けられませんが、介護保険給付費準備基金を活用することで、保険料の急激な上昇を抑制します。
- ▶ 負担の公平性を一層確保するため、保険料段階を第6期（平成27~29年度）の10段階から12段階に見直します。

### ■ 第7期の介護保険料段階（第1号被保険者）

段階	対象者		保険料率	保険料年額 (月額)
	世帯	本人		
第1	生活保護受給者		基準額×0.45	32,400円 (2,700円)
	第2 第3 第4 第5 第6 第7 第8 第9 第10 第11 第12	市民税非課税世帯		
課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下				
市民税課税世帯		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下		
		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超		
市民税課税世帯 (本人非課税)		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下		
		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超		
合計所得金額が120万円未満				
合計所得金額が120万円以上200万円未満				
合計所得金額が200万円以上300万円未満				
合計所得金額が300万円以上400万円未満				
合計所得金額が400万円以上700万円未満				
合計所得金額が700万円以上1,000万円未満				
合計所得金額が1,000万円以上				

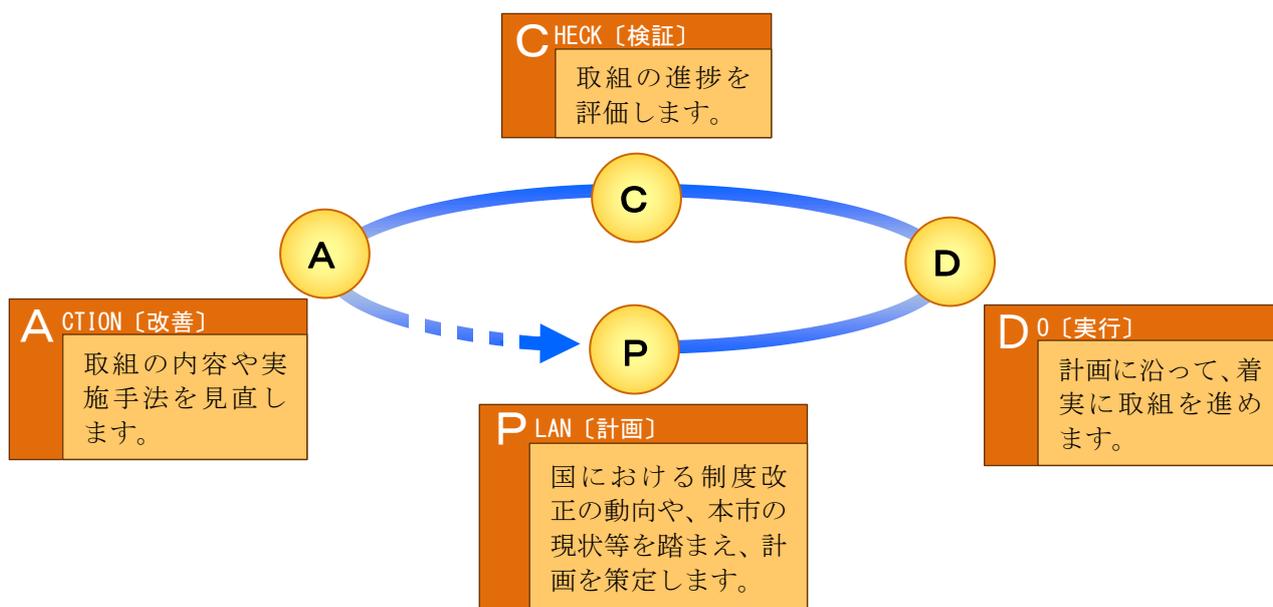
### ▶ 3 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援 (P. 34~45)

全ての住民が自らの意思に基づき、自立した質の高い生活を送ることができるように支援することで、その人らしい生活を送ることができるまちを目指します。

- ▶ 高齢者支援の窓口
  - ・ 地域包括支援センターの設置
  - ・ 地域包括支援センターの機能の強化
- ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
  - ・ 介護予防・生活支援サービス
  - ・ 一般介護予防の推進
- ▶ 医療と介護の連携体制の推進
  - ▶ 認知症対策の推進
  - ▶ 地域の支え合い体制の構築
  - ▶ 地域ケア会議推進事業
  - ▶ 生き生きとした暮らしのための支援
  - ▶ その他地域での自立生活を支援する事業

## 6. 評価・検証

計画 (PLAN)、実行 (DO)、検証 (CHECK) 及び改善 (ACTION) の各段階を継続的に繰り返す「PDCAサイクル」で、進捗管理を行います。また、計画に基づく取組の進捗に関しては、姫路市議会並びに本市の附属機関である「姫路市社会福祉審議会」や「姫路市地域ケア推進協議会」に適宜報告し、各機関からの意見も踏まえ、取組の内容や実施手法の見直しを図ります。



平成 30 年 (2018 年) 3 月

姫路市 健康福祉局 長寿社会支援部 高齢者支援課 [TEL 079-221-2306]  
地域包括支援課 [TEL 079-221-2853]  
介護保険課 [TEL 079-221-2923]

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地

FAX 079-221-2444

URL [http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212923/\\_6918/\\_17616/\\_39305.html](http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212923/_6918/_17616/_39305.html)

